

令和5年5月2日

生徒・保護者 様

福島県立磐城高等学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
保護者の皆様には日頃より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

県教育委員会からの通知により、令和5年5月8日以降の学校教育活動にあたり、下記のとおり対応することといたします。引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

(1) 出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。また、濃厚接触者の特定は行いません。なお、生徒が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養する際、医療機関が発行する証明書等は必要ありません。（出席停止となった場合は欠席扱いとはなりません）

(2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅での休養をお願いします。（感染していなかった場合は欠席扱いとなります）

(3) マスクについては着用を求めないことを基本としますが、感染流行時は着用を促すことも考えられます。また、新型コロナウイルス感染による出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。なお、着用の有無に係る差別・偏見が起きないようにお願いします。

(4) 引き続き換気と手指の消毒に努めてまいります。生徒の健康状態の把握に御協力をお願いします。

※なお、ご不明な点がある場合は学校に御相談ください。

（事務担当 教頭 電話 0246-23-2566）